

Title	『政治的なものの概念』の脚注： 「自由主義を超える地平」をめぐって
Sub Title	Die Fußnoten von "Der Begriff des Politischen" : um 'einen Horizont jenseits des Liberalismus'
Author	中道, 寿一(Nakamichi, Hisakazu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.12 (1994. 12) ,p.139- 159
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	内山秀夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941228-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『政治的なものの概念』の脚注

——「自由主義を超える地平」をめぐる——

中 道 寿 一

はじめに

脚注とは、言うまでもなく、本文の下にあって、その意義を明らかにするためのものである。本文が主であって、それを補うものが脚注である。したがって、本文で十分意が尽くされていれば、本文のみで構わないのであり、あえて脚注を付す必要もない。ただ、当該テーマとの関係や論理の展開との関係で、脚注にまわして説明した方が理解を得やすいし、また、脚注を付けることによって内容の正確さを期すこともできる。読者にしても、脚注があることによって、内容をより深く、より正確に理解することができよう。(もちろん、それとは全く逆に、脚注によって混乱させられるということもなきはないけれども。)だとすれば、本文では必ずしも意味が明らかではなく、しかも脚注が付されていない場合、あるいは、脚注が付されていても、それが本文の意味を十分明らかにするものでない場合、そこに何らかの暗黙の了解が前提されているとしても、なぜ脚注が付されていないのか、あるいは、付された脚注がなぜ不十分な

のでしかないのかを問うてみる必要があるのではなからうか。そして、付されなかった脚注や不十分な脚注の背後にある問題を明らかにすることによって、本文の内容により深く迫ることができ、著者自身も意識していなかった問題を引き出すことができるのではなからうか。本稿では、それゆえ、C・シュミット『政治的なもの概念』を対象に、その「脚注」という視点から、シュミットの「自由主義を超える地平」について考察し、そのことによって、「政治的なもの概念」に関する一つの脚注を見出してみたい。

1

C・シュミットは、『政治的なもの概念』(一九六三年)の「まえがき」において、「本書に収録された『政治的なもの概念』に関する論文は、一九三二年版のテキストをそのまま再版したものであり、それに何ら手を加えていない」と記している。確かに、一九六三年版と一九三二年版との間には、「パラグラフの切り方、註のナンバーのつけ方に若干の移動がみられる」程度で、一見「内容上の変化はまったくない」⁽²⁾ように見える。しかし、H・マイアーによれば、「一九六三年の新版は、一九三二年のテキストを文面においては忠実に再録している。ところが、段落や脚注の区分綴り方や句読法を、シュミットは断わりなしに変更している。テキストにおける強調も、同様に指示されないまま付け加えられたり、省略されたりして」⁽³⁾て、内容の変更にかかわるような「仕掛け」がどこかされていると⁽⁴⁾言う。しかも、なぜ一九六三年版への再録が一九三三年版ではなくその前の一九三二年版なのかについてまったく説明されていないばかりでなく、「第三版のテキストがかつて存在していたこと」など全く語られていない。このことに関しては、いわゆる「ナチ版」と言われる一九三三年版には、『当時の時流に迎合した』変更や抹消が多かったため、……政治的に批判される余地があった⁽⁵⁾からだとされる。しかし、それ以上に、マイアーが問題としているのは、『政治的なもの

の「概念」は、初版（一九二七年）、第二版（一九三二年）、第三版（一九三三年）と、「シュミットが三つの異なった版「テキスト」で出版した唯一の著作」であり、「その改訂が、文章表現に磨きをかけるとか、とるにたりないアクセントの置き換えとか、時流に迎合した訂正とかに限られているのではなく、むしろ構想そのものにかかわる重要で内容的な改訂を示している唯一の著作」、しかも、「重要な削除や加筆、そして新たな定式化などによって批判に応えている唯一の著作」であるということ、さらに、その改訂作業のなかでシュミットは、「カール・シュミット『政治的なものの概念』への注解」の著者レオ・シュトラウスと、「公然と、あるいはまた密やかな形で対話している」ということである。⁽⁶⁾

したがって、マイアーの試みは、本来あるべきはずの脚注を付加する作業と言えよう。

ところで、第二版と第三版との間に見られる「改訂」に関しては、すでにK・レーヴィットがその「カール・シュミットの機会原因的決定主義」の本文および注において取り上げ、シュミットによる「異なった版の内部でのあらゆる改訂の原理は、あいも変わらぬ機会原因的であって、これがシュミットの、状況に制約され、したがって常に抗争的な諸決定を特徴づけている」⁽⁷⁾（傍点・原著者）と指摘していた。これに対して、マイアーは、第二版では、「政治的なものは他の領域と並ぶ固有の領域である」⁽⁸⁾とされていたが、第二版では、「政治的なものは、一分野ではなく、全ての分野において根本的に規定する結合・分離、連合・離反の強さ」⁽⁹⁾であるとされている点を取り上げ、第一版と第二版との改訂において、内容上の重大な変更があったことを指摘すると同時に、第二版と第三版との改訂においても、内容にかかわる重大な改訂が行なわれていたと指摘する。すなわち、レーヴィットの取り挙げた三つの改訂のうち、二つは、「二種の統制という形での変更」⁽¹⁰⁾と「時流にそった挿入」⁽¹¹⁾であるが、もう一つは、レーヴィットを「途方にくれさせ、驚かせる」ほどの改訂、すなわち、「政治的な機会原因論」ではとらえられない、むしろそれとは「逆方向の傾向」⁽¹²⁾をもつ改訂であることを、しかも、第二版と第三版との間にし・シュトラウス「カール・シュミット『政治的なものの概念』への注解」が介在していること、したがって、その改訂の背後にはシュトラウスとシュミットとの「対

話」が秘められていることを指摘するのである。⁽¹⁴⁾

それでは、マイアーの指摘する、レーヴィットを「途方に暮れさせた」改訂とはどのようなものであったのか。レーヴィットによれば、第二版では「政治的なものという現象は、ただ友・敵結束の現実的可能性と関連づけることによってのみ理解されるものであり、そこから政治的なものに対する、どのような宗教的、道徳的、美的、経済的評価がでてくるかは、どうでもよいこと」であり、したがって、宗教的、道徳的、経済的といった「人間生活の諸領域の特殊な対立からは、友・敵結束は、それゆえに、また戦争は、引き出せない」とされていて、シュミットの「政治的なもの基準」としては、「神学的、形而上的、道徳的および経済的なものを否定するという点に、その特殊論争的な特徴⁽¹⁶⁾があるにもかかわらず、第三版では、それと同じ記述のなかに突如として、「時代の形而上的対立が、道徳的ないし経済的にばかされてしまう時代においては、戦争はおそらく、それらすべてのいづれでもない」という文章が挿入されて、「戦争の可能的意義は、現代との関連においても、形而上的対立と関連づけられている」⁽¹⁸⁾（傍点筆者）からである。では、なぜシュミットは、このような「逆行的」改訂を行なったのであろうか。この点を明らかにするために、シュトラウスの「注解」を見てみよう。

2

それにしても、シュトラウスはなぜシュミットを、そしてその『政治的なものの概念』を取りあげたのであろうか。シュトラウス自身によるこの「注解」の位置付けによれば、「理性の自己破壊は、近代以前の理性主義……から区別された、近代合理主義の不可避的結末だったのでないかと疑い始めた」シュトラウスが、「近代以前の哲学への回帰は不可能である」という根強い偏見からの転換を試みた最初の論文⁽¹⁹⁾である。だとすれば、近代批判を目指す当時のシュ

トラウスは、少なくとも、近代を批判する自らの立場を、「近代の外部に」求めて、模索していったと言えよう。⁽²⁰⁾ その彼が、近代精神の最大の成果である「自由主義の根本的批判」を行なおうとしているシュミットの代表作を取り上げ、「自由主義への批判が貫徹されているかどうか」⁽²¹⁾について検証しようとしたとしても、決して不思議ではない。

シュトラウスによれば、シュミットは、「人間的事象の秩序」とは何かという問いから出発して、国家を基礎づけている「政治的なもの」の解明に着手する。だが、その「政治的なもの」は、「政治的なもの否定」を特質とする自由主義によって、取り除かれてはいないにしても、隠蔽されている。それゆえ、「人間的事象の秩序」を解明するためには、「自由主義思考の驚くほど首尾一貫した体系構成」を「他の体系」に置き換える必要があるけれども、「今日まだ他の体系に」置き換えられていない状況では、当面、自由主義を批判するために「自由主義的思考の構成要素」を用いるという矛盾した方法をとらざるを得ない。⁽²²⁾ しかしながら、シュットの「政治的なもの」の規定には、自由主義的な文化概念に対する根本的批判が前提されている。シュミットは、「人間の思考と行動の、相対的に自立した、様々な領域」が「固有の基準」をもつということから出発して、「政治的なものの基準」としての「友敵の区分」を獲得し、その最も極端な現実的可能性として「戦争」を取り出すが、「戦争」は政治的なものの領域だけの危急の事態ではなく、人間にとつての危急の事態である以上、政治的なものは、道徳的なもの、美的なもの、経済的なもの等と「等質でも類似したもの」でもなく、それらすべてを規定する「根本的なもの」⁽²³⁾なのである。これに対して、自由主義的な文化概念は、文化を「自立的なもの」としてとらえ、人間精神の「純粹な産物」⁽²⁴⁾と見る。しかし、シュトラウスによれば、文化とは、常に「自然の形成開花」⁽²⁵⁾であって、たとえその自然が模範とすべき秩序として理解されようが、また、克服すべき無秩序と理解されようが、文化は常に自然の素質を形成開花させ、自然を注意深く保護育成すべきものである。もちろん、文化の前提とする自然は人間的自然であり、その人間的自然とは、人間の自然な共同生活、したがって、人間があらゆる文化に先立って他の人間と関係しあう仕方、すなわち、「自然状態」なのである。要するに、「シ

ユミットが根底的なものであるとあくまでも主張する政治的なものは、あらゆる文化の根底にある『自然状態』⁽²⁶⁾であり、まさにホッブズの『自然状態』そのものなのである。それゆえ、シュトラウスは、シュミットを「ホッブズの『自然状態』概念の栄誉を復権させようとしている」⁽²⁷⁾と評価する。しかし、シュトラウスは、シュミットとホッブズとは自然状態の規定の仕方が異なると指摘することも忘れない。すなわち、ホッブズは、自然状態を、諸個人の戦争状態、各個人相互の敵対関係としてとらえるのに対して、シュミットは、諸集団間の戦争状態としてとらえる。しかし、それ以上に双方の決定的な差異は、ホッブズが自然状態を否定すべきものとしてとらえ、生命維持の権利をてこに国家の樹立へとむかい、結果的に自由主義の基礎づけを行なうことになったのに対し、シュミットは、自然状態を肯定し、その事実を隠蔽する自由主義とその具体的表現たる議会主義的多元的国家を批判するという点である。したがって、シュトラウスは、「シュミットは、ホッブズが自然状態をきっぱりと否定したまさにそのなかに自由主義の根幹を発見するため、自由主義に抗がいつつ、その創始者ホッブズに遡る。ホッブズは非自由主義世界のなかで自由主義の基礎づけを行なうのに対して、シュミットは自由主義的世界のなかで自由主義批判に取り組んでいる」⁽²⁸⁾と指摘する。そして、シュトラウスは、まさにこの点にこそ、シュミットによる自由主義批判の首尾一貫性のなさ、したがって、シュミットの自由主義批判の限界を見るのである。

確かにシュミットは、自由主義による「政治的なものの否定」に、「政治的なものの肯定」を対置する。そして、この「政治的なものの肯定」から出てくる、「自然状態を批判的態度をもって描くホッブズの態度」とは反対の、「政治的なものを批判的意図を持たずに描こうとする態度」⁽²⁹⁾は、具体的・存在論的意味での友敵関係として自然状態の「現実性」を論証し、政治的なものは「人間生活の根本的特性」であり、逃れられない「運命」であって、もし政治的なものを取り除こうとすれば矛盾に陥り、むしろ逆に、その試みは非人間性の増大をもたらすだけであるという結論を導き出し、さらにその結論を、善か悪かではなく危険なものとしての「人間的本性(自然)」によって裏付ける。したがっ

て、こうした「政治的なものの概念」からなされるシュミットの自由主義批判は痛烈である。しかし、彼の政治的なものの肯定は、結局、闘争そのものの肯定であって、何のための闘争かは問わないし、決断そのものの強調であって、決断の内容を問わない。彼の政治的なものの肯定は政治的なものの擁護を含んでいて、彼の擁護しようとするものが「人間生活の真剣さ」⁽³⁰⁾であるならば、そこから当然、道徳的なものの肯定に進むはずであるにもかかわらず、道徳的なものは度外視される。なぜならば、彼の理解する道徳とは、批判の相手たる自由主義的・人道主義的・平和主義的道徳、すなわち、ブルジョワ道徳でしかないからである。⁽³¹⁾それゆえ、彼の「政治的なものの肯定とは、プラス・マイナスが逆になった自由主義」⁽³²⁾でしかなく、彼の自由主義批判は、自由主義を乗り越えて真の「人間事象の秩序」に至るという本来の意図からはずれて、自由主義的前提に縛られ、結局、自由主義と同じ地平にとどまっている。シュトラウスは言う。「シュミットの自由主義批判は、自由主義の地平のなかで行なわれていく。彼の非自由主義的傾向は、まだこれまでに克服されていない『自由主義的思考の体系』に阻止されている。それゆえ、シュミットが開始した自由主義批判は、自由主義を超えた地平を首尾よく手にしたときだけに、完成することができよう」⁽³³⁾と。もちろん、シュトラウスは、シュミットの自由主義批判の不十分さを批判しているのであって、シュミットに「自由主義を超えた地平」を手にする可能性がないと言っているのではない。むしろその可能性を示唆している。その一つは、『政治的なものの概念』第二版に含まれた「中立化と脱政治化の時代に関する講演」の末尾にある、「生の闘争の相手は死ではなく、精神の闘争の相手は無精神ではない。精神は精神と、生は生と相闘う。そして完璧な知の力により人間界の秩序が生ずるのである。『秩序は完璧なものによって成る』」⁽³⁴⁾の「完璧な知」であり、もう一つは、自然状態に関するホッブズの批判的概念に對置した彼自身の「非——批判的概念」⁽³⁵⁾である。この「完璧な知」が何を意味するかは別にして、シュミットは、「完璧な知」に「人間的事象の秩序」実現への期待を寄せ、「政治的なもの」のアポリアに決着をつけようとしているが、少なくともシュトラウスにとって、その「完璧な知」は、「具体的な政治的実存」からでも、「時代の状

況からでもなく、「根源」に、「文化的ないし社会的虚無」、「秘かで、目立たない最初」、「無傷の、墮落していない自然」に立ち戻ることによってのみ得られるものなのである。その意味において、「自由主義の根本的批判は、適切なホップズ理解にもとづいてこそ可能」⁽³⁷⁾なのである。

3

では、以上のようなシュトラウスの問いかけに対して、シュミットはどのように対応したのであるか。マイアーによれば、ホップズこそシュミットの肯定し擁護しようとする「政治的なもの」の否定者、反政治的思想家であるというシュトラウスの主張に対して、シュミットは、シュトラウスの主張を認めて、「削除と追補」⁽³⁸⁾で応えているし、また、シュミットは、シュトラウスのその他の解釈に対しても同意したり反発したりして、語句の訂正や文章の挿入、話法の変更、議論の編成変えを行なっている。⁽³⁹⁾マイアーは、このことを、シュトラウスの「注解」と、『政治的なもの』の概念の三つの版とを照らし合わせながら、詳細に論証している。そして、彼が、シュミットのそうした対応から引き出した一つの結論は、シュミットが、自ら曖昧なままにしておいた信仰の背景を、シュトラウスの「注解」によって、明確に示すように突き動かされたということ、⁽⁴⁰⁾したがって、「政治的なもの肯定」は「道徳的なもの肯定」であり、その「道徳的なもの」は「神学的なもの」に基礎づけられているということ、換言すれば、「自分(シュミット)の立場が形而上学に根ざしていること」を示唆するものであった、⁽⁴¹⁾という点である。すなわち、シュミットは、シュトラウスの「自由主義を超える地平」をまだ手にしていないという批判に対して、すでに神学、形而上学に裏うちされた「自由主義を超える地平」を手に行っていることを示そうとしたというのである。このことから、マイアーは、シュトラウスの立場が政治哲学であるのに対し、シュミットのそれは政治神学であり、「政治神学と政治哲学との間の懸

隙は、解消し難く、たとえ双方が「政治的な立場において一致するかに見えたり、共通の敵に対する政治的な批判において実際に一致しているときでさえも」異なっていると指摘する。⁽⁴²⁾したがって、シュミットの「完璧な知」の源泉は、シュトラウスとは異なって、「啓示の真理」⁽⁴³⁾であり、彼の肯定した「自然状態」は、「終末論的に構想された歴史性」の状態⁽⁴⁴⁾とみなされるのである。このことに関して、ユーヴィー・J・ベンツェルは、シュミットの自然状態を「歴史性」の状態」ととらえるマイアーの主張を承認しながら、シュミットの「政治的なもの」には、「政治神学」ではなく、「完璧な知」に至る過渡的段階としての「歴史神学的地平」⁽⁴⁵⁾があると指摘している。また、レーヴィットは、シュミットによる形而上的なものの強調やシュミットと政治「神学」との「一定」のかかわりを認めながらも、しかし彼には「一つの明瞭な形而上的基盤」が欠けているとして、シュミットの政治学を「無信仰的決定主義」の政治学と規定し、シュミットの言う「完璧な知」も「プラトンの政治の本質についての概念のように、人間の事象の秩序がそこから生成してくる、本源的に正當かつ公正なるものについての完璧な知」などではないし、シュミットは『無傷の、墮落してこない自然』へ立ち戻ろうとはせず、むしろ、人間の事象は墮落した状態のままに放置し、この状態を、ただそのなかに置いて、どのようにであれ、ともかくも『決定』する⁽⁴⁶⁾だけである、と痛烈に批判している。また、ルネ・スラックスタードは、ホップズにおいては政治的次元の導入によって消滅する自然状態を再び一般的な政治的条件として導入し、自由主義崩壊の背後に「無傷の、墮落していない自然」への回帰を夢想するシュミットを、マキャベリの立場に立った「ホップズ学派のルソー主義者」⁽⁴⁷⁾と指摘している。だが、マイアーは、政治神学こそシュミットの学説にふさわしい「唯一適切な名称」⁽⁴⁸⁾であるとして、そのカラクリを次のように暴露する。すなわち、政治を神学のなかでとらえようとする彼の政治神学は、「敵を政治的な信仰闘争に参加せざるをえなくするために、彼が縦横に利用した道具」⁽⁴⁹⁾であり、「政治神学を否認しよう」と無関心であろうと、政治神学の反対者が政治神学の局面から逃れる道⁽⁵⁰⁾はなく、「政治神学の敵に残された選択は、政治神学の真理を裏付けること以外にありえず」、したがって、「政治神学は、

あらゆるものを服従の戒律下に置くがゆえに、認識に対する行為の優位性を主張⁽⁵¹⁾し、「闘争に〈政治的なもの〉という批判的教義をもって介入し、〈政治的なもの〉の不可避性の意識を覚醒することによって、『歴史の具体的な呼びかけ』に応答する⁽⁵²⁾」と。まさにシュミットは、シュトラウスとの「対話」を行なうなかで、ナチズムという「歴史の具体的な呼びかけ」に「応答」してナチ党に入党し、『法学的思惟の三類型』⁽⁵³⁾において、決定主義から具体的秩序思想への転換をはかったのであり、「服従の戒律」を承認したのであるが、その際、彼を導いたものこそ、この「政治神学」であったと言えようか。いずれにしても、「自由主義を超える地平」を求める試みのなかに、シュミットとナチズムとの関係を置いてみることは、シュミット研究のみならず、ポスト・モダンを考えるうえでの一助ともなるのではなからうか。

4

ワイマル共和制の「生」と「死」にかかわる重要な著作として、M・ウェーバーの『職業としての政治』(一九一九年)とC・シュミットの『政治的なもの概念』(一九三三年)、『合法性と正当性』(一九三二年)とを挙げることは可能であろう。そして、この両者の関係については、レーヴィットをはじめさまざまに論じられてきている⁽⁵⁴⁾。ところで、佐野誠氏によれば、「一九三三年までに書かれたシュミットの著作・論文のなかに、ウェーバーなしウェーバーの文章が引用された箇所は、頁数にして概ね四〇頁⁽⁵⁵⁾」であり、『合法性と正当性』においては五ページ、『政治的なもの概念』においてはわずか一ページにすぎない⁽⁵⁶⁾。しかし、引用された箇所が少なくても、たとえば、『合法性と正当性』においては、「ここ」[マックス・ウェーバーの社会学]では、正当性と合法性との両者が、合法性が、まさに正当性の対極を意味するものであるにもかかわらず、正当性という共通の概念に換言されている⁽⁵⁶⁾」や、「この」[ウェーバーの官僚制の]

とらえ方は、……『非政治的——技術的なもの』としてのドイツの職業的官僚を、彼が……政治的選良を形成するための手段と考えていた議会との、誤った対置へもちこむものである⁽⁵⁷⁾といった引用が当該テーマと密接にかかわるものであるように、『政治的なものの概念』におけるたった一つの引用も、「政治的なもの」というテーマのなかで重要な位置を占めている。

シュミットは、第三版(一九三三年)では削除されてしまった⁽⁵⁸⁾、『政治的なものの概念』(第二版、一九三三年)の冒頭で、「国家という概念は政治的なものの概念を前提としている」というテーゼを示し、一般的に、「政治的なもの」に関する定義には、「政治的」と「国家的」とは同一視されるか、あるいは、国家と関連づけられ、国家とは政治的なもの、政治的なものとは国家的なものという「不満足な循環論法」⁽⁵⁹⁾が見られると指摘している。そして、シュミットは、さらに、このことに関して注を付し、権力概念を決定的な指標とする「政治的なもの」の定義でも、「この権力は国家権力として出てくる」⁽⁶⁰⁾と指摘し、政治Ⅱ国家という等式の例として、ウェーバーの政治に関する定義を取り挙げている。すなわち、政治とは「国家であれ、国家内部での国家に包括される人間集団間であれ、権力に参加しようとする努力がないしは権力の分配に影響を与えようとする努力」であり、「政治的団体したがって今日では国家を指導しまたはそれに影響を与えること」(いずれも『職業としての政治』⁽⁶¹⁾)、また、「政治の本質は、のちにも、しばしば強調せざるをえないように、闘争であり、同志と自発的追随者を徴募する活動である」(『新秩序ドイツの議会と政府』⁽⁶²⁾)がそれである。確かに、前二つの定義は、国家とかわる定義であるが、三つ目の政治Ⅱ闘争という定義は、むしろシュミットの友・敵区分に近い定義であるように思えるし、また、シュミットの決断主義はウェーバーの政治観の「一面をラディカルに磨きあげたもの」⁽⁶³⁾という指摘にも見られるように、ウェーバーの政治観には、諸価値の調停不可能な多元的存在という「神々の争い」的状况において一つの価値を選択するという意味で、シュミットと同様に、闘争の契機と決断の契機が含まれていた。ウェーバーのなかで闘争がいかに大きな位置を占めていたかは、「闘争は、いかなる社会生活からも

排除され得ない。闘争の手段や対象を、闘争の基本的方向と闘争の担い手を変えることはできても、闘争そのものを排除することはできない。……『平和』も、闘争形態あるいは闘争相手の変化したもの、最終的には淘汰のチャンスの変化したものにすぎない⁽⁶⁴⁾』というウエーバーの認識によって窺い知ることができよう。にもかかわらず、シュミットはなぜウエーバーの「闘争的政治観」を自らの「政治的なもの」の定義の例証としないのであろうか。

ウエーバーは、『新秩序ドイツの議会と政府』において、技術的合理的な行政と、動態的な闘争の場としての政治とを区別し、また、非「闘争」の場たる行政において、非「党派」に、「怒りも偏見もなく」職務を遂行すべき「官僚」と、「党派性、闘争、激情——つまり怒りと偏見」を本領とする「政治家」とを区別しながら⁽⁶⁵⁾、「第二帝政における官僚行政による政治の併呑＝篡奪に対する激しいポレミック」として、「技術としての行政」に対して「闘争としての政治」を、官僚に対して指導者としての政治家を強調した。ウエーバーによれば、官僚と政治家とは、「正反対の責任の原則」の下に立たざるを得ないのであって、「官僚として倫理的に極めて優れた人間」も「政治的無責任という意味で、道徳的に劣った政治家」なのであり、まさにそうした人間が指導的地位にいて、いつまでも跡を絶たない「官僚政治」こそドイツ政治の現状なのであり、それゆえに、「闘争としての政治」の擁護と、その闘争のなかで選ばれる真の政治指導者が要請されるのである。したがって、ウエーバーの闘争的政治は、政党にとっては国内を、政治家にとっては議会を舞台とし、一定の規則（合法性）と責任倫理に基づいた、権力、究極的には国家権力の分配をめぐる「公明正大」な闘争であって、その意図するところは、これまでの「〈良き行政こそ最良の内政〉とする〈臣民〉的政治観念のラディカルな否定」と「自由で主体的な作為の地平としての政治」の擁護であり、その意味において、ウエーバーの関心は、「国家権力の制限ではなく、政治権力の拡大」⁽⁶⁶⁾であったと言える。

ところで、R・スラックスタードは、政治の官僚制化に対する「解毒剤」としてウエーバーの持ち出したものこそ、統治活動の議会主義化と、プレビシットによる大統領選出という方法であり、後者の「機械をもった指導者民主主義」

は、シュンペーターと同様に民主主義を指導者選出の「国家技術的」問題としてとらえるウエーバーにとって、「議会の主義の絶対主義化」に対する安全弁としての、もう一つの指導者選出装置であったが、この双方の曖昧な関係に決定的な方向を与えたものこそ、シュミットであったと指摘している。⁽⁷⁰⁾そして、その前提として、次の点を指摘している。すなわち、ウエーバーの政治理論の特徴は、そこに「競合する二つの要素間の解消できない緊張——マキャベリの権力政治と民主主義、決定主義と立憲主義、カエサル主義と議会主義化」が認められるということ、すなわち、ウエーバーが「非妥協的に、自由主義思想を現代大衆社会の諸条件に適合させる問題に取り組んでいる」という点である。⁽⁷¹⁾だとすれば、シュミットのウエーバー批判は、シュミットの「自由主義を超えた地平」探求の意味を持つと言えよう。

5

R・メーリングによれば、シュミットがウエーバーから多くのものを受容しながら、彼と決別し、いかに激しく彼と対決しているかということ、その著作からでは分かりにくい。しかし、シュミットは、ウエーバーを「文化悲観主義的な、だが、基本的には自由主義的な合理主義者」とみなし、ウエーバーの「官僚主義的合法性批判」を拒否して、ドイツ的な「法の擁護者」と法実証主義とを区分し、合法性と正当性の同一性を破壊しようとしたのであり、それゆえ、ウエーバーの「指導者選出の手段としての議会」観を持ちあわせてはいなかった。⁽⁷²⁾シュミットが、『政治的なものの概念』の第一章で、「正当な物理的暴力の独占」というウエーバーの国家概念に、「人民の特殊な状態であり、しかも、決定的な場合に決定力を持つ状態」という国家概念を対置し、国家と結び付いた政治概念を拒否して、「政治的なもの」の概念規定から出発するのは、国法学的な従来の国家概念を「国家の絶対性、全体性の観点から根本的にとらえ直す」⁽⁷³⁾ためであったが、その際、国家と結び付いた政治概念は、「国家が政治的なものを独占」している限りにお

いて、「学問的には正当化されよう」と述べているのも、ウェーバーに対する痛烈な皮肉であった。⁽⁷⁵⁾なぜなら、シュミットは、一八世紀の絶対主義国家から一九世紀の自由主義的(非干渉主義的)国家を経て二〇世紀の全体主義国家へ向かうという独自の歴史観に基づき、大きく変容した二〇世紀の現実には一九世紀的な自由主義国家観を適用することはアナクロニズムであるばかりでなく、国家の主権的統一を脅かすものであると判断していたからである。すなわち、国家と社会との区分、国家と政治、社会と非政治を前提としていた自由主義国家において、民主主義が発達し、国家と社会の全体的相互浸透、「国家と社会の同一性」が進むにつれて、国家的なものが社会的、社会的なものが国家的となり、国家の政治独占は失われ、政治と党派的となつて、「社会の自己組織」としての多元的政党国家が出現しているからである。⁽⁷⁶⁾この現実に見合った国家論として、国家を一つの結社とみなす多元的国家論があるが、それは、不統一を生み出すばかりで、政治的なものの概念に達しえない。かくして、シュミットは、「政治的なものの基準」として、友・敵の区分を持ち出すのであるが、友・敵の区分は、結合と分離の強度によって政治性を高め、敵は、「高次の審級」、すなわち、「主権的統一たる国家」によって決定されるため、私敵ではなく、公敵とされる。多元的国家論は、まさに、この「政治的区別と主権的決断との結合」⁽⁷⁷⁾によって否定されるのである。シュミットにとって、国家とは、「強制・支配の独占ではなく、決断の独占」⁽⁷⁸⁾なのであった。

ところで、シュミットは、先述のように、第一版では、「政治的なもの」を、他の領域から区別された固有の領域とし、第二版では、「包括的な全体」であり、あらゆる領域に作用する「磁場」としての「関係領域」として示し、ウェーバーと同じ自由主義的な「領域概念」から攻撃的な「強度モデル」へと、本質的なアクセント移動を行なったのであるが、この「強度モデル」において最も重要なのは、どのようにして各領域が「政治的なものの磁場」へと入り、政治の対象となるかということであろう。⁽⁸⁰⁾これに対し、シュミットは、量から質への変化をもって応えるだけで、その変化の契機に関しては明確にしていなかった。⁽⁸¹⁾それゆえ、G・サルトルは、シュミットの「強度」は、「政治的なもの」

を生み出したり、あるいは、「政治的なもの」を識別することはできるが、政治そのものの特質としては何も示すことはできない。したがって、シュミットが「強度」を採用したということは、「よりよい基準を見出せなかった」⁽⁸²⁾ということではないのか、と指摘している。また、サルトルリは、シュミットが、「大政治」(高次の、真の政治Ⅱ外交)から「小政治」(国内政治)への政治の没落の原因を自由民主主義の台頭に求め、外敵と内敵に対して決然として対決する「大政治」の復権を目指すため、「戦争指向政治」のみを強調し、平和指向政治を排除してしまったと指摘している。⁽⁸³⁾

6

J・L・コーヘンとA・アレイトによれば、「社会と国家の融解から公的領域の没落に関する包括的理論を最初に展開した人物」、「自由主義の終焉と、社会と国家の融解とを結びつけた最初の重要な思想家」たるシュミットは、国家Ⅱ公的領域(古代モデル)を構想したH・アレントではなく、社会Ⅱ公的領域を設定したJ・ハーバーマスに影響を与えたのであるが、シュミット自身は、「世論と議会主義の公共性とを構造的に結びつけることによって、治者と被治者との同一性を樹立する可能性」⁽⁸⁵⁾を考えず、逆に、国家と社会の融解こそ議会主義の公的領域没落の前提条件とみなす。その理由としては、「民主化過程と結び付いた二つの展開」、すなわち、民主化によって大衆に基づく全く新しい政党Ⅱ官僚主義的大衆政党が登場し、自由主義的討論モデルの想定していた制度や過程を変化させてしまったこと、そして、国家介入主義が出現し、国家と社会の「機能的脱差異化」が生じたことの二つを挙げ、⁽⁸⁶⁾今や新しい国家、ポスト自由主義国家、すなわち、全社会領域を包括する全体国家の出現を指摘する。しかし、この全体国家に関しては、二つの選択肢を提示する。すなわち、自由主義原理によって保障ないし偽装された恒久的危機のなかで反政治的多元的政党国家を継続させるか、あるいは、新しい人民投票的「民主主義」によって正当化される、真に政治的な、もは

や多元的ではない権威主義国家の樹立である。前者は、社会的なものの優位を前提に、利益の分断化から、したがって、弱さから生ずる「多元的全体国家」であり、後者は、政治的なものの優位を前提に、その強さから生ずる「権威主義的全体国家」である。そして、前者は、「自由主義と民主主義との結合」によって支えられた、したがって、その基礎を掘り崩されつつある現行のワイマル国家であるのに対して、後者は、「民主主義と権威主義との結合」によって支えられた、再び国家と社会の二元論を成立させ、国家と社会の議会議決調整作業を可能にする、望ましい全体国家であった。J・L・コーヘンとA・アレイトは、この二つの選択肢以外に、「自由主義的諸権利の枠内で国家主義的原理と多元主義的原理が安定的に結合し、新しい国家——市民社会の二元論的形態を構成する可能性」を提示するが、少なくともそのときのシュミットにその可能性はなく、したがって、後者こそ、「自由主義を超えた地平」としての国家ではなかったか。

ところで、「シュミットの攻撃目標は自由主義ではなく民主主義であった。……シュミットの自由主義批判は、余りにも自由主義と民主主義とがしっかりと結合しすぎていて、自由主義が民主主義の嵐に抵抗できなかったからであり、本来、彼は民主主義を批判しようとしていた」⁽⁸⁹⁾というR・クリスティの見解は、上述のような、自由主義と民主主義の結合から民主主義と権威主義との結合への転換という視点からすれば、問題ありとしなければなるまい。しかし、E・ファルラスの言うように、「政治的なもの」の概念規定のためにシュミットの集めた素材——闘争、統一、政治独占、関係の強度——は、ドイツ国法学の国家観から持ち出されてきたものであり、その際、シュミットは、国家概念を救済するために、国家のメルクマールを具体的制度から切り離し、そのことによって、このメルクマールの、いかなるものへの順応をも可能にした。⁽⁹⁰⁾「自由主義の地平」を求めて構築したシュミットの「政治的なもの」や「国家」といった諸概念は、「政治的な非政治の極端な事例」⁽⁹¹⁾の主体者たちにさえ、そのメルクマールを提供したのである。

- (1) Carl Schmitt, Der Begriff des Politischen-Text von 1932 mit einem Vorwort und drei Corollarien, Duncker & Humboldt 1963, S. 9. 拙訳「『政治的なものの概念』一九六三年版のため」まねがき宮本・初宿編『カール・シュミット論集』木鐸社、八九ページ。
- (2) 田中・原田訳『政治的なものの概念』未来社、二二ページ。
- (3) Heinrich Meier, Carl Schmitt, Leo Strauss und 《Der Begriff des Politischen》Zu einem Dialog unter Absenden. Mit Leo Strauss' Aufsatz über den 《Der Begriff des Politischen》und drei unveröffentlichten Briefen an Carl Schmitt aus den Jahren 1932/33. (J. B. Metzler) Stuttgart 1988, S. 15. 栗原隆彦／麓口清栄訳『シュミットとレオ・ストラスー政治神学と政治哲学との対話』法政大学出版局、一三三ページ。
- (4) a.a.O. S. 34. 前掲訳書四二二ページ。
- (5) a.a.O. S. 14-15. 前掲訳書一一一―一二二ページ。
- (6) a.a.O. S. 16. 前掲訳書八一―九二ページ。
- (7) Hugo Fiala [K. Löwith], Der okkasionelle Deizisionismus von C. Schmitt. in: K. Löwith Gesamtelte Abhandlungen. -Zur Kritik der geschichtlichen Existenz. W. Kohlhammer Verlag, 1960, S. 56. 田中・原田訳「カール・シュミットの機会原因論的決定主義」『政治神学』未来社、一三六―一三九ページ。
- (8) Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik. Tübingen, 58. Band, 1. Heft, September 1927, S. 3. 増田隆夫 Heft 5, 《Probleme der Demokratie》, der Schriftenreihe Politische Wissenschaft, Berlin-Grunewald, 1928.
- (9) C. Schmitt, Der Begriff, S. 27, 38. 邦訳一五―三五ページ。
- (10) H. Meier, a. a. O, S. 25ff. 前掲訳書二六―二七以下。
- (11) K. Löwith, a. a. O, S. 55. 邦訳書一三五―一三六ページ。
- (12) K. Löwith, a. a. O., S. 56. 邦訳書一三五―一三六ページ。H. Meier, a. a. O, S. 15. 前掲訳書『シュミットとシュトラーウス』一五―一六ページ。
- (13) a. a. O. S. 15. 前掲訳書一四―一五ページ。
- (14) a. a. O. S. 16. 前掲訳書九―一〇ページ。
- (15) C. Schmitt, Der Begriff, S. 36. 前掲訳書三二―三三ページ。

- (16) K. Löwith, a. a. O., S. 48. 前掲訳書一二二―一二三ページ。
- (17) C. Schmitt, Der Begriff, 1933. 清水幾太郎訳『政治の本質』三笠書房、昭和十四年。一八一ページ。
- (18) K. Kowitz, a. a. O., S. 48. 前掲訳書一二二ページ。
- (19) L. Strauss, Spinoza's Critique of Religion. Schocken Books, 1965. P. 31.
- (20) 添谷育志「新旧論・ノート」レオ・シュトラウスの政治思想をめぐる断章『モダーンとポスト・モダーン』木鐸社、一九九二年、八八ページ以下。
- (21) H. Meier, a. a. O., S. 19. 前掲訳書一八ページ。
- (22) Leo Strauss, Anmerkungen zu Carl Schmitt "Der Begriff des Politischen." in: Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Tübingen, 67. Band, 6. Heft, August/September 1932, S. 732-749. 邦訳としては、添谷育志・谷喬夫・飯島昇蔵訳『ホッブズの政治哲学』みすず書房、一九九〇年所収のものもあるが、ここでは、栗原／滝口訳、前掲訳書所収のものを参照。H. Meier, a. a. O., S. 101. 一二七ページ。
- (23) a. a. O., S. 105. 一二三ページ。
- (24) a. a. O., S. 105. 一二三ページ。
- (25) a. a. O., S. 105. 一二三ページ。
- (26) a. a. O., S. 106. 一二四ページ。
- (27) a. a. O., S. 106. 一二四―一二五ページ。
- (28) a. a. O., S. 109. 一三八ページ。なお、シュミットの自由主義批判の限界に関して、古賀敬太「C・シュミットの自由主義批判」『現代自由主義の諸相』風行社 参照。
- (29) a. a. O., S. 110. 一三九ページ。
- (30) a. a. O., S. 119. 一五一ページ。
- (31) a. a. O., S. 122. 一五四ページ。
- (32) a. a. O., S. 123. 一五六ページ。
- (33) a. a. O., S. 125. 一五九ページ。
- (34) C. Schmitt, Der Begriff, S. 95. 清水幾太郎編訳前掲訳書一四八ページ。

- (35) H. Meier, a. a. O., S. 125. 一五八ページ。
- (36) a. a. O., S. 121. 125. 一五四―一五八ページ。
- (37) a. a. O., S. 125. 一五九ページ。
- (38) a. a. O., S. 42-43. 五―六ページ。
- (39) a. a. O., S. 54. 六五―六六ページ。
- (40) a. a. O., S. 59. 七―八ページ。
- (41) a. a. O., S. 54. 71. 六五―八六ページ。
- (42) a. a. O., S. 50-51. 六一―六二ページ。
- (43) a. a. O., S. 78. 九三―九四ページ。
- (44) a. a. O., S. 56. 六三―六四ページ。
- (45) Uwe Justus Wenzel, Die Dissoziation und ihr Grund. Überlegungen zum Begriff des Politischen. in : Hans-Georg Flickinger (Hrs.), Die Autonomie des Politischen. Carl Schmitts Kampf um einen beschädigten Begriff. VCH, Acta Humaniora, 1990. S. 16.
- (46) K. Löwith, a. a. O., S. 40. 通説を註し〇五―一〇六ページ。
- (47) Rune Slagstad, Liberal constitutionalism and its critics : Carl Schmitt and Max Weber, in : Jon Elster and Rune Slagstad (ed.), Constitutionalism and democracy. Cambridge University Press, 1988. p. 115.
- (48) H. Meier, a. a. O., S. 85. 一〇四―一〇五ページ。
- (49) a. a. O., S. 85. 一〇五―一〇六ページ。
- (50) a. a. O., S. 86. 一〇五―一〇六ページ。
- (51) a. a. O., S. 89. 一〇六―一〇七ページ。
- (52) a. a. O., S. 89. 一〇六―一〇七ページ。
- (53) Reinhard Mehring, Politische Ethik in Max Webers 'Politik als Beruf' und Carl Schmitts 'Der Begriff des Politischen'. in : Politische Vierteljahresschrift, 31. Jg. (1990), Heft 4, SS. 622-623.
- (54) K. Löwith, Max Weber und Carl Schmitt, in : Frankfurter Allgemeine Zeitung, 27. Juli, 1964. 田中・徳田編『西・

- ウェーバーと「シニシット」『政治神学』未来社、一九七一年。
- (55) 佐野誠『ウェーバーとナチズムの間』名古屋大学出版会、一九九三年。二二二ページ。
- (56) C. Schmit, *Legalität und Legitimität*. 1932. S. 田中・原田訳『合法性と正当性』一五ページ。
- (57) a. a. O., S. 同上書一九二〇ページ。
- (58) C. Schmit, *Der Begriff*, S. 20. 前掲訳書二二ページ。
- (59) a. a. O., S. 21. 前掲訳書四二ページ。
- (60) a. a. O., S. 21. 前掲訳書五二ページ。
- (61) M. Weber, *Politik als Beruf*, in : *Gesammelte Politischen Schriften*, 3. Aufl., 1971, S. 506. (PS) 『政治論集』五五二ページ。
- (62) M. Weber, a. a. O., S. 347. 同上書二七九ページ。
- (63) W. Mommsen, *Diskussion über "Max Weber und die Machtpolitik"*, in : O. Stammer (Hrg.), *Max Weber und die Soziologie heute*, 1965, S. 135. 出口勇誠監訳『ウェーバーと現代社会学・上』木鐸社、二二四ページ。
- (64) M. Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 4. Aufl., 1973, S. 517. (WL)
- (65) 星野修「政治的なもの救出と擁護(三)——マックス・ウェーバーにおけるドイツ政治変革の基本構想」『法学』(東北大学) 四九巻三号。一六一二ページ。
- (66) M. Weber, PS, 524. 『政治論集・二』五七五ページ。
- (67) M. Weber, PS, 525. 『政治論集・二』五七五ページ。
- (68) 星野修「一六二—一八三」二二二ページ。
- (69) R. Slagstad, a. a. O., p. 122.
- (70) R. Slagstad, a. a. O., p. 126.
- (71) R. Slagstad, a. a. O., p. 125.
- (72) R. Mehring, a. a. O., S. 614.
- (73) C. Schmit, *Der Begriff*, S. 20. 訳書三二二ページ。
- (74) R. Mehring, a. a. O., S. 617.

- (16) C. Schmitt, *Der Begriff*, S. 23. 訳書九ページ。
- (17) R. Mehring, a. a. O., S. 617.
- (17) R. Mehring, a. a. O., S. 619.
- (18) R. Mehring, a. a. O., S. 618.
- (19) R. Mehring, a. a. O., S. 619.
- (20) R. Mehring, a. a. O., S. 619.
- (21) R. Mehring, a. a. O., S. 622.
- (22) Giovanni Sartori, *The essence of the political in Carl Schmitt*. in : *Journal of Theoretical Politics*. 1. (1) : 63-75 (1989). p. 72.
- (23) G. Sartori, a. a. O., p. 74.
- (24) J. L. Cohen and A. Arato, *Civil Society and Political Theory*. MIT Press. p. 231-232.
- (25) J. L. Cohen and A. Arato, a. a. O., p. 233.
- (26) J. L. Cohen and A. Arato, a. a. O., p. 234.
- (27) J. L. Cohen and A. Arato, a. a. O., p. 240.
- (28) J. L. Cohen and A. Arato, a. a. O., p. 240.
- (29) Renato Cristi, *Carl Schmitt on Liberalism, Democracy and Catholicism*. in : *History of Political Thought*. Vol. XIV. No. 2. Summer 1993. p. 284.
- (30) Ernst Vollrath, *Wie ist Carl Schmitt an seinen Begriff des Politischen gekommen?* in : *Zeitschrift für Politik*. 36 Jg. 2/1989. S. 155.
- (31) Ernst Vollrath, a. a. O., S. 168.